

医療機関のみなさまへ

結核医療費公費負担申請書への個人番号（マイナンバー）の記入及び様式変更について

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、結核医療費公費負担申請書に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。

これに伴い、申請書を「申請書A」と「申請書B（診断書）」に分け、以下のとおり取り扱うこととしますので、御理解、御協力いただくとともに申請者への案内につきましても御配慮いただきますよう、お願い申し上げます。

1 申請の手順

- ① 結核と診断された方又はその保護者（以下、「申請者」という。）に公費負担制度を説明のうえ、申請書Aの記入について御案内ください。
- ② 医療機関において、申請書B（診断書）に記入いただき、保健所・京都市医療衛生企画課へFAX送信してください（保健所・京都市医療衛生企画課では、FAX受信日を申請書受理日として取扱います）。
- ③ 申請書B（診断書）の原本、X線写真など、公費負担申請に必要な書類等を申請者に渡し、申請書Aとともに保健所・京都市医療衛生企画課もしくは京都市各区支所の健康長寿推進課提出するよう御案内ください。

2 個人番号の記入について

(1) 申請書Aには初回申請時のみ、個人番号の記載が必要です。

申請者に対し、個人番号を記入のうえ、個人番号カード又は以下の①と②の確認書類を保健所・京都市各区支所の健康長寿推進課へ提示するよう御案内ください（郵送の場合は写しを提出）。

①個人番号が確認できる書類

例：通知カード、個人番号付きの住民票等

②本人確認ができる書類

例：運転免許証、旅券（パスポート）等の顔写真付き本人証明書

※ 個人番号がわからない場合等の対応

認定事務を円滑に進めるため、個人番号がわからない場合や（1）の確認書類が揃わない等、申請書作成時に準備が整わない場合でも、申請に必要な書類を速やかに提出するよう御案内ください。

個人番号を記入せずに提出された場合は、保健所・京都市各区支所の健康長寿推進課の職員が、後日、確認いたします。

(2) 医療機関が個人番号を保存等することがないように、お取扱ください。

申請書Aに記入された個人番号は、医療機関が誤って収集・保管しないようにしてください。

【注意事項】

○申請書Aに個人番号を記載いただくのは、「初回申請時のみ」です。

初回申請時に個人番号を把握するため、継続申請や薬剤変更の際には記入する必要はありません。

○医療機関が個人番号を収集・保管等することはできません。

（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第20条）

○患者等が病状等やむを得ない事由により申請手続きが困難な場合は、医療機関が申請を代行してください。

なお、この場合の取扱いについては裏面を参照してください。

医療機関が申請を代行する場合の取扱いについて

独居の方が入院する場合や病状等により申請書が記入できない場合など、やむを得ない事由があるときは、以下のとおり、医療機関において申請手続きを代行していただきますようお願いします。

■ 申請の手順

【申請者が申請書Aに記入できる場合】

- ① 申請者に公費負担制度を説明のうえ、申請書Aの記入について御案内ください。この際、記入後の申請書Aについては、封筒に入れて医療機関に提出するよう依頼してください。
- ② 医療機関において、申請書B（診断書）に記入いただき、保健所・京都市医療衛生企画課へFAX送信してください（保健所・京都市医療衛生企画課では、FAX受信日を申請書受理日として取り扱います）。
- ③ 申請者から、記入した申請書Aが入った封筒を受け取り、申請書B（診断書）の原本、X線写真などの必要書類等と合わせて保健所・京都市医療衛生企画課へ送付してください。

【申請者が申請書Aに記入できない場合】

- ① 医療機関において、申請書Aの記入を代行するとともに、申請書B（診断書）を記入してください。
- ② 記入した申請書B（診断書）のみを保健所・京都市医療衛生企画課へFAX送信してください（保健所・京都市医療衛生企画課ではFAX受信日を、申請書受理日として取扱います）。
- ③ 申請書A、申請書B（診断書）の原本、X線写真など必要書類等と合わせて保健所・京都市医療衛生企画課へ送付してください。

※ 個人番号の取扱いについては、表面の「2 個人番号の記入について」を参照してください。

なお、医療機関が申請書Aの記入を代行する場合は、「個人番号がわからない場合等の対応」に準じて、速やかに関係書類等の送付をお願いします。